

令和
7年度
から

国民健康保険税の 税率等を改正します



国民健康保険事業は、病気やケガをしたときに安心して医療を受けられるよう、加入者がお金(保険税)を出し合って支え合う社会保障制度です。しかし近年は、社会保険の適用拡大や団塊世代の後期高齢者医療保険への移行などに伴い、国保の加入者数が年々減少していく一方で、一人あたりの医療費は増加を続けており、財政運営は非常に厳しい状況となっています。

村では、令和4年度に税率改正を行って以来、基金などを活用することにより税率を据え置いてきましたが、将来にわたって安心して国保を利用できるよう、令和7年度から国民健康保険税の税率等を改正します。



▲村公式HP

【問い合わせ】保険課医療保険担当(☎282-1711 内線1171～1173)

■税率等改正の内容

		所得割	均等割
医療分 (基礎課税分)	令和7年度(改正後)	6.80%	3万6,600円
	令和6年度(改正前)	6.10%	3万円
後期高齢者 支援金分	令和7年度(改正後)	2.60%	1万3,900円
	令和6年度(改正前)	2.40%	1万1,000円
介護納付金分 (40～64歳の方)	令和7年度(改正後)	2.50%	1万5,300円
	令和6年度(改正前)	2.50%	1万4,000円



■税率改正による年税額の試算

世帯例	年税額(所得割+均等割)		年差額
	令和6年度	令和7年度	
【ケース1】70歳代夫婦の2人世帯(世帯所得110万円)	9万8,000円	11万3,600円	+1万5,600円
【ケース2】20歳代単身世帯(世帯所得120万円)	10万6,500円	12万3,000円	+1万6,500円
【ケース3】40歳代夫婦・子ども2人の4人世帯(世帯所得420万円)	56万5,800円	63万900円	+6万5,100円

■医療費適正化のお願い

国民健康保険が持続可能な制度であり続けるためには、医療費の上昇を抑える必要があります。緊急の場合を除き、割増料金がかかる休日・夜間の受診や、同一疾病での複数の医療機関の受診、薬の重複処方を控えるなど、加入者の皆さん一人ひとりの取り組みが不可欠です。

村の魅力づくりにつながる企画事業に補助金を支給します

—東海村発足70周年記念企画公募事業補助金—

村発足70周年記念事業の一環として、全ての世代が愛着と誇りを持って暮らすことができる東海村の実現を図るため、村民の皆さんが主体的に取り組む企画提案事業に対し、補助金を支給します。

対象となる事業や申請方法など詳細は、村公式ホームページをご確認ください。

対象▼村内に活動の拠点を置く法人・団体 ※1団体につき1事業までとなります。

補助対象事業▼村の魅力づくり・にぎわいづくり、子どもたちの郷土愛を育む体験づくりなどに関する事業

事業実施期間▼交付決定日の翌日から令和8年2月28日(土)まで

補助金額▼30万～100万円 ※予算に達し次第終了します。

募集期間▼令和8年1月30日(金)まで

申し込み・問い合わせ▼村公式ホームページからダウンロードした申請書類に必要事項を記入し、村民活動支援課村民活動支援担当(役場行政棟4階 〒319-1192 東海三丁目7番1号 ☎282-1711 内線1463)へ郵送またはお越しの上、申し込みください。



▲村公式HP

